## 港区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例新旧対照表 (第一条関係)

額とする。	の者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た	(基準日が十二月一日であるときは、六月以内)の期間におけるそ	場合においては百分の二百を乗じて得た額に、基準日以前三月以内	六月に支給する場合においては百分の百七十五、十二月に支給する	五を乗じて得た額に、三月に支給する場合においては百分の二十五、	定する者に支給すべき第二条に定める議員報酬月額に百分の百四十	る者にあつては、退職、失職又は死亡の日現在)において同項に規	2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在(同項後段に規定す	第八条 (略)	(期末手当)	(前略)	改 正 案
得た額とする。	るその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて	以内(基準日が十二月一日であるときは、六月以内)の期間におけ	場合においては百分の百八十五を乗じて得た額に、基準日以前三月	六月に支給する場合においては百分の百七十五、十二月に支給する	五を乗じて得た額に、三月に支給する場合においては百分の二十五、	定する者に支給すべき第二条に定める議員報酬月額の百分の百四十	る者にあつては、退職、失職又は死亡の日現在)において同項に規	2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在(同項後段に規定す	第八条 (略)	(期末手当)	(前略)	現行

在職	期間		在職	期間	
基準日が三月一日又は六	基準日が十二月一日であ	割合	基準日が三月一日又は六	基準日が十二月一日であ	割合
月一日である場合	る場合		月一日である場合	る場合	
三月	六月	百分の百	三月	六月	百分の百
一月十五日以上三月未満	三月以上六月未満	百分の六十	一月十五日以上三月未満	三月以上六月未満	百分の六十
一月十五日未満	三月未満	百分の三十	一月十五日未満	三月未満	百分の三十

三月未満

	る割合を乗じて得た額とを合計した額とする。
	表在職期間の欄の上欄に掲げる在職期間の区分に応じて同表に定め
	月一日以前三月以内の期間におけるその者の同条例第八条第二項の
	を乗じて得た額と、基準額に百分の七・五を乗じて得た額に同年六
	を乗じて得た額(以下「基準額」という。)に百分の百九十二・五
	に支給すべき同条例第二条に定める議員報酬月額に百分の百四十五
	する者にあっては、退職、失職又は死亡の日現在)においてその者
	に支給する期末手当の額は、同月一日現在(同条第一項後段に規定
	一日以前三月以内の在職期間が三月に満たない者に係る同年十二月
	償等に関する条例第八条第二項の規定にかかわらず、令和元年六月
	2 第一条の規定による改正後の港区議会議員の議員報酬及び費用弁
	の規定は令和二年一月一日から施行する。
	1 この条例中第一条の規定及び次項の規定は公布の日から、第二条
	付則
哈)	(後略) (後略)
4 (略)	3 · 4 (略)
	_

																1
末	第八条 (咯)	(期末手当)	(中略)	議員月額六一〇、七〇〇円	副委員長 月額 六二二、七〇〇円	委員長 月額 六四九、八〇〇円	副議長 月額 七八〇、二〇〇円	議長月額九〇二、六〇〇円	議員報酬は、次のとおりとする。	同副委員長(以下「委員長」「副委員長」という。)並びに議員の	区条例第一号)第一条、第三条の二及び第四条の委員会の委員長、	第二条 議会の議長、副議長、港区議会委員会条例(昭和五十八年港	(議員報酬)	(前略)	改正案	港区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例新旧対照表
2 期末毛	第八条(俗)	(期末手当)	(中略)	議員月額六一四、七〇〇円	副委員長 月額 六二六、七〇〇円	委員長 月額 六五三、八〇〇円	副議長 月額 七八五、二〇〇円	議 長 月額 九〇七、六〇〇円	議員報酬は、次のとおりとする。	同副委員長(以下「委員長」「副委員長」という。)並びに議員の	区条例第一号)第一条、第三条の二及び第四条の委員会の委員長、	第二条 議会の議長、副議長、港区議会委員会条例(昭和五十八年港	(議員報酬)	(前略)	改正前	7に関する条例新旧対照表(第二条関係)

を乗じて得た額とする。 を乗じて得た額とする。 を乗じて得た額に、三月に支給する場合においては百分の百九十二・五を乗じて得た額に、三月に支給する場合においては百分の百九十二・五を乗じて得た額に、基準日する場合においては百分の百九十二・五を乗じて得た額に、三月に支給する場合においては百分の二十五、十二月以内(基準日が十二月以内)の期以前三月以内(基準日が十二月一日であるときは、六月以内)の期以前三月以内(基準日が十二月一日であるときは、六月以内)の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合間におけるその者のを乗じて得た額とする。

一月十五日以上三月未満 三月以上六月未満 百分の六十   三月 六月 百分の百   三月 六月 百分の百   一日である場合 3場合 国分の百   一月十五日以上三月未満 三月い上六月未満 百分の方十   一月十五日以上三月未満 三月以上六月未満 百分の六十   上 1 日   上 1 日   上 1 日   上 1 日   日 1 日   日 1 日   日 1 日   日 1 日   日 1 日   日 1 日   日 1 日   日 1 日   日 1 日   日 1 日   日 1 日   日 1 日   日 1 日   日 1 日   日 1 日   日 1 日   日 1 日   日 1 日 <th>百分の三十</th> <th>三月未満</th> <th>一月十五日未満</th>	百分の三十	三月未満	一月十五日未満
Xは六 基準日が十二月一日であ 割   本場合 割	百分の六十	三月以上六月未満	一月十五日以上三月未満
又は六 基準日が十二月一日であ 割	百分の百	六月	三月
基準日が十二月一日であ 割		る場合	月一日である場合
職期		基準日が十二月一日であ	基準日が三月一日又は六

3 · 4 (略)

(後略)

Į

付

則

1 この条例中第一条の規定及び次項の規定は公布の日から、

第二条

の規定は令和二年一月一日から施行する。

償等に関する条例第八条第二項の規定にかかわらず、令和元年六月第一条の規定による改正後の港区議会議員の議員報酬及び費用弁

個とする。 「基準日が十二月一日であるときは、六月以内」の期間におけるそ 大月に支給する場合においては百分の二百を乗じて得た額に、基準日以前三月以内 大月に支給する場合においては百分の二十五、 大月に支給する場合においては百分の二十五、 大月に支給する場合においては百分の二十五、 大月に支給する場合においては百分の百四十 定する者に支給すべき第二条に定める議員報酬月額に百分の百四十 る者にあつては、退職、失職又は死亡の日現在)において同項に規

在職	期間	
基準日が三月一日又は六	基準日が十二月一日であ	割合
月一日である場合	る場合	
三月	六月	百分の百
一月十五日以上三月未満	三月以上六月未満	百分の六十
一月十五日未満	三月未満	百分の三十

3 • 4

(略)

(後略)

一日以前三月以内の在職期間が三月に満たない者に係る同年十二月に支給する期末手当の額は、同月一日現在(同条第一項後段に規定を乗じて得た額と、基準額に百分の七・五を乗じて得た額と、基準額に百分の七・五を乗じて得た額と、基準額に百分の七・五を乗じて得た額と、基準額に百分の七・五を乗じて得た額と、基準額に百分の七・五を乗じて得た額に同年六を乗じて得た額と、基準額に百分の七・五を乗じて得た額と同年、 る割合を乗じて得た額とを合計した額とする。